

特別養護老人ホームオペラハウス鴨方 短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホームオペラハウス鴨方 介護予防短期入所生活介護事業所
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岡山千鳥福祉会が設置運営する特別養護老人ホームオペラハウス鴨方短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他従業員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームオペラハウス鴨方短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 岡山県浅口市鴨方町地頭上567番地

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人岡山千鳥福祉会とする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
事業所を代表し、業務を管理・統括する。
- (2) 医師 2人（非常勤・内科）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人（常勤）
利用者の生活相談を行うとともに利用の申し込み調整等を行う。
- (4) 介護職員 27人以上
運営方針に基づき利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3人以上（常勤1人以上を含む）
運営方針に基づき利用者の保健衛生ならびに看護業務を行う。

- (6) 管理栄養士 1人以上(常勤)
食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上(常勤1人以上を含む)
(介護予防)短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (9) 事務職員 3人以上
必要な事務を行う。
- (10) 調理員 6人以上
給食業務を行う。

(定員及び営業日・営業時間)

第6条 この事業所の定員及び営業日・営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 10名までとする。
- (2) 営業日 年中無休とする。
- (3) 営業時間 24時間とする。

2 通常の送迎実施地域は第13条に規定する地域とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - ① 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭する。
 - ② 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - ③ おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
 - ④ 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - ⑤ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
 - ⑥ 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。
- (2) 食事の提供
栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。
- (3) 相談及び援助
利用者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 機能訓練
利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 健康管理
事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置をとる。
- (6) その他のサービスの提供
教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためレクリエーションの機会を設ける。また、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(サービスの取り扱い方針)

第8条

- 1 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行う。
- 3 職員はサービスの提供にあたって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束、その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、身体拘束を行う場合は、当施設の身体的拘束適正化委員会において十分に検討し、ご家族に対し身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間を詳細に説明し、了解を得た上で行うものとする。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(利用料等の負担)

第10条 事業所を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に、利用者が保持する介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。

- 2 食事サービス費として、利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用は実費を次のとおり徴収する。

朝食350円 昼食720円 夕食530円

ただし、特定入所者については所得の状況により段階的に定められた負担限度額〔別表1〕が適用される。

- 3 通常の送迎の実施地域外において利用者の要請があった場合の送迎費は、実施地域を越えた地点から距離1kmあたり12円とする。
- 4 前3項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
滞在費として厚生労働大臣が定める費用の額を基準費用額とし、金額は〔別表1〕の額とする。ただし、特定入所者については所得の状況により段階的に定められた負担限度額が摘要される。
- 5 前項の費用に支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前にその額等を記載した文書を交付して、説明し、利用者の同意を得る。また、併せてその内容を明示した文書により支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスの提供を受けるにあたり次の事項について留意するものとする。

(1) 日課の励行

利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(2) 衛生保持

利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(3) 禁止行為

利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対処方法)

第12条 事業所の生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医、身元引受人及び家族に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第13条 事業所の通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町（小田地区、美川地区を除く）、
笠岡市（笠岡、絵師、馬飼、広浜、今立、園井、春日台、吉田、尾坂、山口、甲弩、富岡、
新横島、入江、西大島、大島中に限る）、倉敷市玉島地区

(非常災害対策)

第14条 事業所では、非常その他緊急の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(苦情処理)

第15条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受け窓口を設置するなど必要な措置をとる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第16条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をとる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(衛生管理及び指定短期入所生活介護等の健康管理等)

第17条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。又、深夜勤務に就く者は年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第18条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得る。

（個別援助計画書の作成等）

第19条 計画作成介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員と協議の上、サービスの目標とその達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護個別援助計画（以下、「個別援助計画」という）を作成し利用者及び家族に交付して説明を行い、利用者の同意する旨の署名（記名押印）を受ける。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（サービス提供記録の記載）

第20条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者は、短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該短期入所生活介護について、介護保険法第41条第6項の規定又は法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（損害賠償）

第21条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第22条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供等の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第23条

1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）従業者に対する虐待を防止するための研修の実施

（2）利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第24条 事業所は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金、その他の必要な帳簿を整備す

るものとする。

(その他)

第25条 この運営規程に定めない関連事項については、関係のある諸法令の定めるところに準拠するものとする。

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人岡山千鳥福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 8月 10日から施行する。
- この規程は、平成14年 3月 22日から施行する。
- この規程は、平成14年 6月 17日から施行する。
- この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 9月 20日から施行する。
- この規程は、平成16年10月 15日から施行する。
- この規程は、平成16年12月 15日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和4年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和5年 2月 15日から施行する。
- この規程は、令和6年 8月 1日から施行する。

[別表 1]

指定短期入所生活介護事業所の滞在費及び食費に係る費用

(第 10 条 2 項及び 4 項に定める実費は次の表による額とする。)

(1 日につき)

利用者負担限度額	滞在費(多床室)	滞在費(従来型個室)	食 費
第 1 段階	0 円	380 円	300 円
第 2 段階	430 円	480 円	600 円
第 3 段階 (1)	430 円	880 円	1,000 円
第 3 段階 (2)	430 円	880 円	1,300 円
第 4 段階	1,055 円	1,231 円	1,600 円